各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について (韓国産養殖ひらめのベンジルペニシリン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:令和6年3月4日付け健生食輸発0304第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき 実施しているところである。

今般、韓国産養殖活ひらめのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、韓国産養殖ひらめのベンジルペニシリンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記1を追加する。

また、当該違反を生じた下記2の養殖場の養殖ひらめ及びその加工品(簡易な加工に限る。)についても同様に、輸入の都度のベンジルペニシリンに係る自主検査を実施することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いする。

なお、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政 検査で対応するようお願いする。

記

1 .

検査強化	対象国	対象品目	検査項目	製造者、製造所、
日	・地域			輸出者及び包装者
令和6年	韓国	養殖ひらめ及びその加	ベンジルペニシリン	JEJU SUHYUP TRADING
3月5日		工品(簡易な加工に限		CO.,LTD
		る。)		

2. 洙源水産營漁組合法人(登録番号K-F-CJ-610)